

駐労規第 9 号

改正 平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日駐労規第 1 5 号

改正 平成 1 8 年 3 月 3 1 日駐労規第 9 号

改正 平成 1 9 年 1 月 9 日駐労規第 1 号

改正 平成 2 5 年 2 月 1 9 日駐労規第 1 号

改正 平成 2 7 年 3 月 3 0 日駐労規第 8 号

改正 平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日駐労規第 1 2 号

改正 平成 3 0 年 3 月 3 0 日駐労規第 2 号

改正 平成 3 0 年 4 月 2 7 日駐労規第 6 号

改正 平成 3 0 年 6 月 1 日駐労規第 7 号

改正 令和 7 年 7 月 1 8 日駐労規第 1 1 号

独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第
5 2 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者
労務管理機構役員退職手当規則を次のように定める。

平成 1 4 年 4 月 1 日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員退職手当規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員（常勤の役員に限る。以下「役員」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則の規定による退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合にはその者に支給し、役員が死亡した場合にはその遺族に支給する。

(退職手当の支払)

第3条 この規則の規定による退職手当は、法律により特に認められた場合を除き、その全額を、現金で、直接この規則の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、独立行政法人駐留軍

等労働者労務管理機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

- 2 この規則の規定による退職手当は、第4条に規定する業績勘案率が決定された日以降速やかに支払わなければならない。ただし、死亡した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（退職手当の支給額）

第4条 役員の退職手当の額は、在職期間1月につき、退職等の日におけるその者の俸給の月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に防衛大臣が0.0から2.0までの範囲内で独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務実績に対する評価（以下この条において「評価」という。）に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第6条第1項又は第7条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの

在職期間（第6条第1項の規定により役員としての引き続きいた在職期間とみなされる期間を含むものとし、次条において「役職別期間」という。）1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給の月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に防衛大臣が0.0から2.0までの範囲内で評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

（在職期間の計算）

第5条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（次項において「端数」という。）を生じたときは、1月として計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順

次 1 月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に 1 月を減ずるものとする。

（国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当にかかる特例）

第 6 条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の第 4 条の規定による退職手当の額の計算の基礎となる在職期間については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

この場合において、国家公務員として在職した期間の第 4 条ただし書の適用に係る俸給の月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理

事長がそのつど定める。

- 2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の第4条の規定による退職手当の額の計算の基礎となる役員としての在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員としての在職期間の計算については、前条の規定を準用するほか、退職手当法第7条の規定の例による。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は第2項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規則の規定による退職手当は支給しない。
- 5 第2項の規定に該当する役員が退職し（第8条第3号の規定に該当する場合を除く。）、解任され又は死亡した場合におけるその者の退職手当の額は、第4条

の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し、国家公務員として退職したと仮定して、第２項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第７条第１項に規定する在職期間とみなし、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、退職手当の額の計算の基礎となる俸給の月額は、当該役員が第２項の規定に該当する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給の月額を基礎とし、当該役員として在職していた期間その他の事情を勘案して、理事長がそのつど定める額とする。

（再任等の取扱い）

第７条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

(退職手当の支給制限)

第8条 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、退職手当は支給しない。

(1) 役員が独立行政法人通則法第23条第2項の規定により解任された場合（同項第1号に該当して解任された場合を除く。）

(2) 役員が第6条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き、国家公務員となった場合

(3) 第6条第2項の規定に該当する役員が退職し、又は解任され、かつ、引き続き国家公務員となった場合

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第2条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主として
その収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該
当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各
号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうち
にあつては、同号に掲げる順位による。この場合にお
いて、父母については、養父母を先にし実父母を後に
し、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母
の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母
を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上
ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第10条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けるこ
とができる遺族としない。

(1) 役員を故意に死亡させた者

(2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手

当の支給を受けることができる先順位又は同順位の
遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第 1 1 条 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る
犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに
限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6
編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次
条第 2 項において同じ。）をされた場合において、そ
の判決の確定前に退職し、又は解任されたときは、退
職手当は支給しない。ただし、拘禁刑以上の刑に処せ
られなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職し、又は解任された者に対しま
だ退職手当が支払われていない場合において、その者
が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間を
いう。次条及び第 1 3 条において同じ。）中の行為に
係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用す
る。

(退職手当の支給の一時差止め)

第 12 条 理事長は、退職し、又は解任された者に対し

まだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 2 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されて

いるときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職又は解任の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第 1 3 条 退職し、又は解任された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当を返納させることができる。

(端数処理)

第 1 4 条 この規則により計算して得た退職手当の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(実施規定)

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日駐労規第 1 5 号]

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 6 年 1 月 1 日から施行する。

(退職手当の額の計算に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の在職期間に係る退職手当の額の計算については、改正後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員退職手当規則第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則[平成18年3月31日駐労規第9号]

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則[平成19年1月9日駐労規第1号抄]

- 1 この規則は、平成19年1月9日から施行する。

附 則[平成25年2月19日駐労規第1号]

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年2月19日から施行する。

ただし、この規則による改正後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員退職手当規則（次項において「改正後の規則」という。）第4条の規定は、平成25年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則第4条中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間

においては「１００分の９８」と、同年１０月１日から平成２６年６月３０日までの間においては「１００分の９２」とする。

附 則〔平成２７年３月３０日駐労規第８号〕

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則〔平成２９年１２月１５日駐労規第１２号〕

この規則は、平成３０年１月１日から施行する。

附 則〔平成３０年３月３０日駐労規第２号〕

この規則は、平成３０年３月３０日から施行する。

附 則〔平成３０年４月２７日駐労規第６号〕

この規則は、平成３０年４月２７日から施行し、平成
２７年４月１日から適用する。

附 則〔平成３０年６月１日駐労規第７号〕

この規則は、平成３０年６月１日から施行し、平成
３０年１月１日から適用する。

附 則〔令和７年７月１８日駐労規第１１号〕

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 8 日から施行する。

(経過措置)

2 懲役又は禁錮に処せられた者に係るこの規則による改正後の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

3 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規則による改正後の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。